

会議名	第 4 回伊丹市特別職報酬等審議会
開催日時	平成 27 年 1 月 21 日(水) 9:30~11:00
開催場所	防災センター 2 階 会議室
出席した委員の氏名	榎木光夫委員、岡野英雄委員、阪部三栄子委員、鈴木潤委員、 達川聡委員、藤田昌弘委員、南典子委員、山下彰一委員、 吉屋英子委員
傍聴者数	0 人
次第	1. 開会 2. 資料説明等 3. 審議 4. そ の 他

No.	内容	詳細
1	開会	省略
2	資料説明等	<事務局から資料に基づき説明>
3	審議	
	会長	前回の改定の案として意見が纏まった 2.5%引き下げを反映した資料の説明がありました。審議会の答申内容は、今後どうなるのでしょうか。
	事務局	答申をいただいた後、条例改正の手続きに入ることになります。
	会長	みなさま何かご質問はいかがですか。
	委員	議長・副議長の報酬月額、全国の類似団体との比較では金額が 1 番高く、目立つ状況だったと思いますが、答申案の金額では目立たない順位になるのですか。 阪神間では均衡がとれていると思いますが。
	会長	今回、この答申案どおりに改正された場合、類似団体との比較ではどのような位置づけとなりますか。
	事務局	現行の類似団体の報酬月額との比較では、議長の 1 位が 3 位、副議長の 1 位が 5 位となります。

会長	少なくとも1位ではないということですね。 何かございますか。
委員	類似団体は、色々な市があつて、地方都市、工業都市もあり、人口もばらばらなので、比較に向いていないのではないかと思います。その中で突出しているとしても、それはそれでいいのでは。阪神間での比較の方が、バランスが取れるのではないのでしょうか。
委員	金額をあまり下げてしまうと、良い議員さんが集まらない可能性もあるのかなと思います。また、高くし過ぎると、財政が本当に豊かなのかという指摘につながるので、市民としてもそのように他市から思われるのも避けたいので、阪神7市の平均的なところでの金額設定でいいと思います。
委員	この案の月額は、税込ですか。
事務局	この額から支給時に税金が引かれることになります。
委員	伊丹市の議員は良い給料をもらっていると思います。年収も相当なもの。議会が開催されているとき以外は、どのような活動をしているのか、地域に対する活動が少ないと感じています。
委員	市会議員の数を減らすことはできないのですか。
会長	今、議論しなければならないこと、今回の諮問内容は、給料・報酬月額、それも、あるべき本則額が基本となります。 これまでの議論でも出てきておりました議員数等についてのご意見は、何らかの形で答申内容に盛り込むことは考えています。
委員	－2.5%は妥当だと思います。議員の阪神間での順位は低くなると感じますが、議員数が多めというところから、全体でシェアしている感覚でいいと思います。
委員	周辺の団体と比較して改定すると、周辺が上がれば、上がるといった、伊丹の基準がないということが気になっています。

委員	議員の期末手当の算出方法については、市長・副市長と同様にすることになるのでしょうか。
会長	この審議会では決められる内容ではございません。
委員	年収が大きく変わってきますので、答申では議員の期末手当の変更を言えないものなのですか。
会長	答申は基本的には、－2.5%の内容となります。今まで意見としてありました議員定数、期末手当に関する内容をどのように答申に盛り込むべきか、確認いただきたいと思います。
委員	ここでは審議できないということですが、何か動きはあるのですか。
事務局	本則の給料月額・報酬月額が、ご審議いただく内容となっております。これまでの審議の中で、年収総額の観点から、議員の期末手当の算定方法を、市長・副市長に合わせるべきとのご意見を頂いております。会長と答申案の調整を行う中で、本則の部分ではございませんが、前回の答申でも附帯事項としての記載がございますので、答申案には今回も盛り込んでおります。答申がなされた後には、審議会のご意見を充分考慮して、対応する必要があると認識しております。
会長	答申の後、現実に支給される額は、ご自身で判断された額、答申の本則額より低い額となるのでしょうか。
事務局	独自の減額については、ご自身の判断により行うものでございまして、答申案もそのような内容になっております。
委員	前提として審議している内容は本則額ですが、付則の取り扱いはどうなるのですか。本則を改正する場合、付則が無くなることはあるのでしょうか。条例としての審議はどうなるのですか。
事務局	本則も付則も条例改正の議案として議会で審議されます。

		独自減額が行われている状況において、厳しい社会経済情勢が続いている場合、付則を無くし、減額をやめて給料を上げるという対応を取るというような、今回の審議会のご意見と違った方向に進むことは無いと考えております。
	会長	それでは、今回の審議会の本題である答申案の審議に移りたいと思います。大変重要な文面になってまいりますので、段落ごとに皆さまと確認していきたいと思います。私と事務局で内容を詰めてきたものでございますので、事務局より説明をお願いします。 <事務局から答申案について説明> <質疑>
	委員	議員の期末手当についての記載で、差異の解消とありますが、具体的にはどのような案なのか、不明瞭で分かりません。資料にありました市長の期末手当の実質月数である年間 4.72 月分とする案なのか、年間 4.50 月分とするのかが分かりません。
	事務局	審議会のご意見は、実質月数年間 4.50 月分で一致したとの認識でございます。
	委員	議員定数に関する記載が、この位置の記載でいいものかが疑問です。附帯事項の部分にあってもいいのではないかと思います。
	会長	様々なご意見が団体比較の際に出ておりましたので、私なりに検討した上で審議の経過の一部に記載する案といたしました。
	委員	議会費総額として考えるべきことかと思います。人数と報酬から、総額を考えるということです。そこまで踏み込んだら大変なので、この案でいいと思います。極端ですが、報酬が 10 万円なら議員が 100 人でもいいし、200 万円なら 5 人ぐらいという考えです。

